

原発メーカー訴訟原告団設立総会議事録

[I] 日時 2016年10月23日 13:40~16:50

場所 東京都港区勤労福祉会館第一洋室

[II] 会員総数及び出席者数

控訴委任状提出原告 国内 568名 海外 28名 計 596名

総会出席者 33名 委任状提出者 228名 計 261名 出席率 43.8%

[III] 審議事項

議事録より

第1号議案 原発メーカー訴訟原告団規約に関する件

第2号議案 予算書に関する件

第3号議案 「訴訟の会」への金員移管要求に関する件

第4号議案 選挙手続き細則に関する件

第5号議案 世話人代表・会計世話人の選挙

第6号議案 議事録承認に関する件

[IV] 議事の経過概要及び議決結果

1) 総会全体の概要 (司会: 木村結)

司会により開会が宣言され、来賓からの挨拶と寄せられた祝辞(メッセージ)の朗読が行われた。

挨拶

弁護団より 島昭宏、河合弘之 両共同代表

後藤政志氏 (APAST理事長 原子炉の欠陥について105ページの意見書を提出してくださった)

佐藤大介氏 (ノーニユクス・アジア・フォーラム)

原告からのメッセージ

武藤類子氏 (福島原発訴訟原告団長)

崎山比早子氏 (高木学校 元放射線医学総合研究所主任研究官)

高木久仁子氏 (高木仁三郎市民科学基金事務局長)

木村結氏 (東電株主代表訴訟事務局長)

各氏の力強いアピールやメッセージに続いて、議長として太田伸幸氏が選出され、書記2名、を選出し以後議長が議事進行して議事に入った。

本総会は原告団結成にむけた第1回目の総会であり、規約、予算の決定をはじめ、会のあり方や「訴訟の会」への金員移管要求に関する件など、組織の基盤にかかわる重要な議題が詰まっていたため、当初予定していた交流会の時間も加えて、討議に3時間余を費やした。

2) 議事の概要と議決結果

(1) 第1号議案について

提 案

原発メーカー訴訟原告団規約案について大久保徹夫世話人が条文を読み上げて提案し、必要に応じて提案理由を説明した。5条を設け、会員を控訴委任状を提出した原告とした理由について、控訴審を進めていくためであることが説明された。また、島弁護士より控訴委任状提出の理由について補足説明が行われた。

14条で収入を会費制でなく、カンパとした理由は管理をしやすくするためであること、常任の監査人は置かないことが説明された。

質疑及び修正提案

質問として ①6条の世話人は専任とするべきではないか？

②監査人は事前に決定しておくべきではないか？

修正提案 3条(目的) 目的と4条(事業)が区別されていない
6条(下位の組織・運営) 総会への提案する会の組織を明確にすべきであり、世話人会とすべき。
7条(役員を選任) 役員の一部補充等を臨機応変にすべきで世話人会で決め、総会で事後承認とすべき。
11条(総会及び会期) 事業方針・予算を加える
13条(総会の議決方法等) 4項を削除すべき
16条(雑則) 組織内ですべき

質問への回答 ①世話人は、活動テーマが多種多様で仕事を固定化できないため、臨機応変にスキルを持った人をお願いする事になるので、会の運営に関心を持っていただき積極的に参加して欲しい。

②監査人の件は、外部の人にまではしなくてもいいのではないかと。

修正提案への回答 3条 受け入れる⇒訴訟に勝訴する事を目的として、その目的達成に向け各種の活動を行うこととする。

6条 受け入れる⇒世話人会に下記を追加する。

総会への提案内容について審議決定し総会に提案する。

7条 受け入れる⇒役員の一部補充については、世話人会で選任し、総会において事後承認を得るものとする。

11条 受け入れる⇒「3 総会は以下の事項について議決する」に下記を追加する。

(4) 事業方針(活動方針)および予算について

13条の4 事前テーマだけでなく緊急提案等の項目もあるので、変更せずにいく。

16条 条文にないことでトラブルになることが多く、会社法には過去の事例が沢山ある。また、事務局で決めることとなると、「訴訟の会」のように勝手に自分達に都合のいいように決めてしまいかねない事を防ぐ意味もあり、このままいきたい。

その後、会計監査の選出基準についても議論され、会員内か外か、役員に入れるべきか否か等の意見が交わされたが、世話人以外の会員から選出することを明記すべきとの意見が通って14条5を修正した。

採決結果と修正された条文

① 13条4 原案可決 (修正案賛成 5、原案賛成 25、保留 2)

② 16条2 原案可決 (修正案賛成 1、原案賛成 15、保留 2)

③ 14条5 修正案可決(修正案賛成 15、修正案反対 9、保留 4)

④ ①~③の議決を経て1号議案の一括採択

賛成 27 (+委任 228)、反対 0、保留 0

第1号議案の採決により、規約案は修正を通して正式に規則として確定した。よって規約に基づいて選挙管理人2名を議長が提案し満場一致で承認された。

同管理人により出席者+委任状の集計結果が発表され、改めて総会設立が確認された。

第3条	原案の（ ）に続く文章を「…に勝訴する事を目的とし、その目的達成に向けて各種の活動を行うこととする。」に修正
第6条3	世話人の項に「また、総会への提案内容について審議決定し総会に提案する。」を追加
第7条	役員の一部補充については、「世話人会で選任し、総会において事後承認を得るものとする。」を追加
第11条3(4)	「事業方針（活動方針）及び予算について、」と修正
第14条5	「会計監査人は総会において世話人会関係者以外の会員から選出する。」と修正

(2) 第2号議案について

会計担当の及川譲詞世話人より、2016年11月～2017年10月度の予算案が提案された。

採択の結果、反対はなく可決された。

予算案採決 賛成 24 (+委任228) 反対 0 保留 2

(3) 第3号議案について

「訴訟の会」への金員移管要求に関して野副達司世話人より経過報告と現段階での問題点が説明された。本議案の筋を通していこうという意見が出され採決を経て承認された。

議案採択 賛成 22 (+委任228) 反対 0 保留 3

(4) 第4号議案について

大久保徹夫世話人より説明。選挙手続き細則について委任状による推薦は事務も煩雑になるので総会出席者だけで決めて良いのではないかとする修正案が出された。原案提案側からは、出席できない人が多い中で参加意識を持ってもらうために必要と述べられ、原案が承認された。

修正案 賛成 4 反対 18 (+委任228) 保留 3

原案 賛成 24 (+委任228) 反対 1 保留 2

(5) 第5号議案について

- ・世話人共同代表3名の候補者として事前に推薦のあった（委任状によるものを含む）7名について、選挙管理人が意思確認を行った。1名欠席、4名辞退となり、大久保徹夫、野副達司の2名が決定した。規約7条に基づき、1名の欠員については後日世話人会が推薦して決定し、次回総会で事後承認して欲しいと議長がまとめた承認された。
- ・会計世話人は2名が推薦されていたが1名は欠席。及川譲詞に決定した。
- ・会計監査には総会席上、青柳純一が立候補し決定した。任期は1年とする。
- ・メーリングリストの運営者として、柳川ゆたか、堤静雄、世話人共同代表が決定した。

以上の議事を終え、原告団として控訴審からさらに最高裁へ向けて団結して意気高くたたかうことを誓い合って閉会した。